

全国健康保険協会岩手支部「いわて健康経営宣言」事業における
宣言事業所へのインセンティブ付与事業実施事業者公募要領

1. 目的

全国健康保険協会岩手支部（以下、岩手支部という。）が実施する「いわて健康経営宣言」事業の推進のため、宣言事業所に対するインセンティブ付与事業を実施する事業者の公募について定めるものである。

※「健康経営®」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

2. 「いわて健康経営宣言」事業の概要

岩手支部加入事業所が岩手支部に対して宣言事業所として登録し、様々な健康づくりメニューに取り組むとともに、岩手支部や連携先企業等からの支援を受けながら、社員の健康管理に積極的に取り組むことで、生産性の向上と健全な経営の維持を実現する「健康経営」の推進を目的とするものである。

「健康経営」が広がることで、岩手県民並びに加入事業所の皆さまの健康増進および岩手県における死亡率が女性で全国ワースト1、男性で全国ワースト3（※年齢調整後 平成27年度 厚生労働省「人口動態統計」による）である脳卒中をはじめとした生活習慣病等の重症化予防が推進されることが期待される。

3. 本勧奨業務の内容

岩手支部が実施する、「いわて健康経営宣言」事業における宣言事業所に対するインセンティブの付与。

例) ・スポーツクラブやフィットネスクラブ等における会費等の優遇

- ・各種公共料金等の割引
- ・健康的な食事の無料提供 等

4. 実施にあたっての注意事項

本勧奨業務の実施にあたっては、以下の条件を厳守すること

- (1)「いわて健康経営宣言」事業の概要や実施背景および目的を的確かつ十分に把握したうえで実施すること
- (2)加入者の健康増進等、加入者及び事業主の利益の実現を目的とした公益性の高い取り組みであること
- (3)本業務を無償で実施できること
- (4)岩手支部が業務実施事業者の事業を推奨していると第三者が解するようなことはしないこと
- (5)政治的、宗教的な内容を含むものではないこと
- (6)実施内容が社会秩序や公序良俗に反するものではないこと
- (7)その他法令、規則等に違反するものではないこと

なお、本業務の実施にあたり、岩手支部から個人情報の提供は行うことはできない。

5. 公募事業者数

若干名

6. 公募期間

令和2年8月3日（月）～

7. 応募方法

別紙の『全国健康保険協会岩手支部「いわて健康経営宣言」事業インセンティブ付与業務応募申込書』に記入し、協会けんぽ岩手支部（〒020-8508 盛岡市中央通 1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル 2階）へ郵送してください。

また、申し込みをいただいた内容について、聞き取りや追加資料の提出を求めることがある。

8. 選考方法

岩手支部において、上記の応募条件を満たし、本勧奨業務の実施に当たり、非営利かつ公平、公正な取組みが期待され、協会けんぽ加入者及び事業主の利益の実現に適切に寄与できる企業(団体)と認められる事業者を選考します。

9. 選考結果

選考結果は書面により通知する。

10. その他

(1)具体的な本勧奨業務の実施にあたっては、別途、書面による覚書を締結することとします。

11. 問い合わせ先

全国健康保険協会岩手支部 企画総務グループ 川口

電話：019-604-9018